

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和2年11月6日（金）

午後1時03分～午後2時21分

場 所： 多摩市議会議場

出席委員	委員長	岩 永 ひさか	副委員長	齋 藤 せいや
(6人)	委員	岸 田 めぐみ	委員	橋 本 由美子
	委員	池 田 けい子	委員	藤 原 マサノリ

出席説明員	環境部長	鈴木 隆 史	環境政策課長	佐 藤 彰 洋
	教育企画担当課長	室 井 裕 之		

案 件

件 名		審 査 結 果
1	2 陳情第 16 号 5 G アンテナの設置を携帯会社にやみくもに行わせないことを求める陳情	継続審査
2	2 陳情第 18 号 第五世代移動通信システム（5 G）基地局設置に関する条例制定に関する陳情	継続審査

午後 1時03分 開会

岩永委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序によって進めさせていただく。

日程第1、2陳情第16号 5Gアンテナの設置を携帯会社にやみくもに行わせないことを求める陳情及び日程第2、2陳情第18号 第五世代移動通信システム（5G）基地局設置に関する条例制定に関する陳情についての2件を合わせて一括議題とする。

なお、討論、採決は1件ずつ行う。2陳情第16号は継続案件である。

2陳情第16号及び2陳情第18号についてはそれぞれ署名の追加があったので、事務局より報告する。

山本議会事務局次長 2陳情第16号について、これまでの署名は103名だった。本日までに追加の提出が27名あった。合計して130名である。

2陳情第18号について、当初の署名は13名だった。本日までの署名の提出が304名あった。合計で317名である。

岩永委員長 2陳情第18号については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長 ご異議なしと認める。

よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内での発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言をお願いする。それでは氏名を言われてからご発言してほしい。お願いする。

陳情者（和田幸子氏） いのちと環境を考える多摩の会の和田と申す。よろしくお願います。

5Gについては、今超高速大容量、多数同時接続などを可能にするという
ことで、便利さが強調されている。しかし、その陰には様々なリスクが
あることが指摘されている。私はその中でも電磁波の問題について、意見
を述べさせていただく。

電磁波の人体への影響については、これまで幾つかの疫学調査や研究に
より明らかにされており、多くの国々で様々な規制や勧告がなされている。
その一部を資料に載せたのでどうぞ見てほしい。

情報通信網は世代を重ねてきたが、5Gは4Gの単なるグレードアップ
ではない。5Gではこれまで使われてこなかったミリ波という非常に高い
周波数帯の電磁波が使われる。ミリ波は誘導性の電磁波武器や非殺傷兵器
として開発されたという歴史もある危険なもので、その安全性は全く証明
されていない。

また、ビームフォーミングという新たな通信技術が使われ、環境中の電
磁波が現在の約100倍にふえるとも言われている。そのリスクのあまり
の大きさに、諸外国では多くの反対運動が起きている。例えば、ベルギー
ではブリュッセルの人々はモルモットではないとして一時停止、スイスで
も使用停止の措置が取られている。オランダの保健審議会は、安全性が確
認されるまで5G、ミリ波を使用しないようにという勧告を出した。

日本でも電磁波過敏症の患者会が、今年1月に5G反対のアピール文を
各省庁に提出している。これは世界35か国で同時に行われた抗議行動で
ある。

私自身も電磁波の影響で具合が悪くなり、長い間体調不良に苦しんでき
た。今もできるだけ電磁波を避ける生活をしている。しかし、町中に基地
局が立ち、スマホやWi-Fiが普及し、知らずに強い電磁波を浴びるこ
とが多い。個人で防衛するには限度がある。これ以上環境中に電磁波がふ
えることは、私にとっては恐怖以外の何物でもない。また、さらに社会生
活が制限されることにもつながる。

電磁波を避けるためにはどこに発生源、つまり基地局があるのかを知る
ことがとても大事である。知らなければ避けることができない。そのため
には情報公開が何よりも必要である。安全な生活を送るための市民の知る

権利をぜひ保障してほしい。私は自分の身を守るように、このような簡易測定器を持って、環境中の電磁波を測定している。今でもこれはついているが、非常に多くの電波がここでも飛び交っている。

ところが、5Gが始まってミリ波が環境中に飛び交うようになると、この測定器ではミリ波を測れない。それはミリ波があまりに周波数帯が高いためである。なので新しい非常に高い高価な測定器を手に入れないと行かないということである。電磁波過敏症はアメリカやスウェーデンでは障害として認められている。電磁波は社会生活を阻害する社会的障壁であるという認識である。

日本でも2016年に障害者差別解消法が施行され、社会的障壁を解消するのは社会の側の責任であるとされた。この多摩市でも今年の7月に街づくり条例の中にその内容が盛り込まれたと思う。その観点からも社会的な措置、規制は必要と考える。また、乳幼児は特に電磁波の影響を受けやすいと言われており、各国では予防原則のもと、様々な施策が取られている。日本では総務省の規制値に見られるように、危険性を証明しなければ安全とされている。

こうした姿勢は様々な公害問題でも多くの被害者を生んできた。新しい技術を導入する際には予防原則に基づいた措置が何よりも必要である。個人之力や個人の努力ではどうにもならない問題には行政の力がぜひとも必要である。これ以上環境中の電磁波をふやさないため、5G規制条例を制定してくださるよう強く要望する。よろしく願います。

岩永委員長 以上で市民発言を終わる。

本2件の陳情について、まず提出された資料について、また現在の市の状況や考え方など、説明などがあつたらお願い申し上げます。

鈴木環境部長 今日もよろしく願います。

本日の陳情審査に関して、4点資料を用意させていただいた。1つ目は、携帯電話基地局に関する条例、要綱を設けている市の現状。2点目は本市における携帯電話基地局の設置に対する要請行動について。3点目は、5G関連で先ほど得られた意見について。4点目は、今年2月に公表された東京都におけるデジタルトランスフォーメーション、スマート東京実施戦略

である。提出資料の説明については佐藤環境政策課長から伝えていただくので、よろしくお願いします。

佐藤環境政策課長 では、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、資料1である。携帯電話基地局に関する条例、指導要綱を設置している5市の現状である。ここに資料1として、国立市、鎌倉市、三浦市、つくば市、太宰府市の例を載せさせていただいた。内容についてだが、まず名称を見ていただくと条例として設置しているのが鎌倉市、ほかは指導要綱となっている。施行日はこの中だとつくば市が最も早く平成20年、国立市がこの中では最近、4年前の平成28年だが、国立市が取り組みを始めている。

こうして見ると、ちょうどこの5Gの前の世代、4Gが始まった頃から具体的ないろいろな動きがふつふつと起こってきたと見える。

次に目的である。いずれも紛争を未然に防止し、市民の生活環境の保全を目的としている。内容についても全てまず計画書を提出すること。そして、近隣住民に説明を求めている。なお、三浦市は現地に看板を設置することも入っている。

最後に罰則である。鎌倉市だけ設置や説明会について計画書、報告書、これらを提出しないことや、虚偽の記載があった場合は勧告することができるとなっている。

なお、先日鎌倉市に確認を行ったところ、勧告したケースはこの条例が始まって以降ないそうである。資料1について各市の条例もしくは要綱の具体的な内容を資料1-1、資料1-2、資料1-3という形で載せさせていただいたので、こちらは後ほどご覧いただければと思う。

次に、資料2に移る。多摩市からの要望に対する携帯電話各社からの回答である。内容は公式ホームページから抜粋したものとなる。平成26年に市議会へ提出された政策提案が趣旨採択されたことを受け、さらに携帯電話基地局から発せられる電波によって、不安を感じられている市民にできる限り寄り添うため、携帯電話等通信事業者へ要請を行った。その内容となる。

要請先は、記載のとおりソフトバンクモバイル株式会社、ワイモバイル

株式会社、KDD I株式会社、株式会社ドコモ、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning 株式会社、そして、昨年度に要請した先として楽天モバイル株式会社、この7事業者となる。

次に、要請の内容である。要請の内容についても記載している。1つ目、周辺住民への周知として、まず設置計画及び工事内容に関する事項、当該基地局から発信する電波に関する事項、3つ目、その他周辺地域の住民が説明を要望する事項を周辺住民への事前周知として要請をさせていただいた。

2つ目として、市への事前報告も要請している。中身については、1つ目、設置場所については住所及び敷地、建屋内の位置。2つ目、設置されるアンテナの大きさ及び地上からの高さ。3つ目、周辺住民への事前説明の内容と実施の範囲。4つ目に事業者及び代理人の連絡先という形になっている。

これに対して回答された内容だが、まとめたものが一番下に記載している。1つ目、基地局設置に際しては、各社の規定により住民の皆さんに今後もより丁寧な説明を行ってまいる。2つ目、電波の安全性は電波防護指針を引き続き遵守し、このことについても住民の皆さんにわかりやすく説明を行う。3つ目、基地局等設置の際、あらかじめ市へ報告することについては、具体的な案件ごとに進めるといった回答をいただいて、各事業者からの回答文書についても、公式ホームページの中で公表している。

本日は3ページ目以降、いただいた文書をそのまま載せさせていただいている。

次に、資料3に移る。教育委員会や健康センターに対して5G関連のご相談の記録である。それぞれの所管に確認を行ったところ、教育委員会で1件あった。内容は、こちらの資料のとおりである。中身を見ると、まずオンライン授業を進めることは賛成、希望する声もある。自宅にしながら学べる環境はありがたいし、不登校や発達障害など、みんなと同じ教室で勉強する苦しさを抱える児童・生徒さんには必要な整備と感じている。

ただ、5Gについては心配している。日本では、問題視としてあまり出てこないが、海外では専門家も医師も健康被害を重視して、禁止している

国もある。成長盛りの子どもたちが、毎日学校で電磁波を浴びることがとても不安だ。がんやアレルギー、自閉症の増加、頭痛、目まいなどが増加する研究結果もあると言われている。体も心も免疫力の低下につながらないか心配だと。そこで、電磁波測定を行って調査をしてもらえないか、そして、メリット、デメリットを子どもたちと保護者へしっかりと伝えてほしいと。子どもたちの健康を最大限に配慮する計画もセットで進めてもらいたいと、このようなご意見を賜っている。なお、健康センターへのご相談は今のところない。

続いて、資料4の説明に移る。スマート東京実施戦略である。資料4-1は概要版だが、概要版だと少しわかりにくいので、資料4-2の本編で、この中をかいつまんで説明をさせていただく。

1枚めくって小池都知事のメッセージである。中段にこの戦略についてということで、経緯と方向性が書かれている。東京都では、昨年12月、東京の明るい未来の羅針盤となる「未来の東京戦略ビジョン」を発表し、そこで目指す未来の姿の1つとして打ち出したのが「東京都版 Society5.0『スマート東京』の実現」、そのための戦略として「スマート東京・TOKYO Data Highway 戦略」も掲げ、今後はスマート東京の実現に向けて、3つの柱を立てて展開していくとされている。

こういう形で述べられていて、この具体的なスマート東京実施戦略の位置づけが次のページに書かれている。

そして、4ページを開いていただいて、ここが全体像としてどういう社会を目指しているのかがイラスト的に示されている。

10ページを見てほしい。先ほど話にあった3つの柱がこちらに書かれている。1つ目が、「電波の道」で、いつでも、どこでも「つながる東京」を実現させること、2つ目が、公共施設や都民サービスのデジタルシフト、データの共有と活用の仕組みをつくり、行政サービスの質を向上させること、そして、3つ目が都庁のデジタルシフト、都庁のデジタルトランスフォーメーションを強力に進めること、これが3つの柱として掲げられている。

そして、これらを実現させるためのロードマップが、14ページに示さ

れている。14ページを見てほしい。この部分で前回もお話があったが、都立大学、南大沢の展開も併せて書かれている。南大沢をごらんいただくと、先行的な取り組み、5つのエリアの1つとして、内容的には多摩ニュータウン西部の拠点として、都立大学を中心とした学術研究とまちづくりを連携させるエリアとして、位置づけが書かれている。

もう少し詳しい内容が、ページが飛ぶが、33ページを見てほしい。「スマート東京」先行実施エリアということで、5つのエリアについての具体的な取り組みがここから書かれている。南大沢については、36ページを見てほしい。スマートシティとして整備をしていく、ここでは、5Gなどを活用した最先端の研究や社会実装の展開、そして、先端技術を活用したまちづくりの展開を検討しているようで、今後地元市、都立大学、地元企業とともに協議会も立ち上げるようである。

このスマート東京実施戦略だが、ページ戻っていただいて20ページを見てほしい。今後の主な実施事業一覧が具体的にどういう取り組みをしていくのかという事業的な内容が書かれている。

ざっくりだが、スマート東京実施戦略の説明は以上である。全体の資料もこれで一通り終わったが、多摩市としては以前から携帯電話等の基地局を設置する場合は情報提供をさせていただいている。その取り組みは4Gから5Gに変わったとしても引き続き行っていきたい、継続してまいる。その中でできる限り健康影響を訴える市民の方にも寄り添う形で、市民からの問い合わせがあれば、そういった情報提供をもとに間に入って橋渡しをして、安心安全な多摩市を引き続きつくっていきたいと考えている。

説明は以上である。

岩永委員長

では、これより本2件の陳情について、一括して質疑に入りたいと思う。質疑はないか。

橋本委員

前回のときに多摩市で5Gを使える場所はあるかということで、環境政策課長とやり取りさせていただいたと思うが、そのときにはまだないというお答えだったが、その後、学習会の場があって、そこに参加したら多摩市内でも既に5G可能なところがあるという説明だったが、その辺の動きは市がそれを把握していたのかどうか、今については何か所あるのか、市

として公的な情報は持っていらっしゃるのか、まずお聞きしたい。

佐藤環境政策課長 前回の私の答え方が悪かったのかもしれないが、最近の動きとして5Gのアンテナが立てられていくだろうということは、ニュースや報道を見てもわかる話で、それについての意識もきちんと持ちながら業務を進めてきた。事業者に対して提出された内容について、これは5Gのアンテナかとこちらから逆に質問も事業者に投げかけている。それについて答えられないという回答をいただいていたので、市としては提出された情報提供の内容が5Gなのか既存の4Gなのか明確でなかったということで、把握はしていなかったというところである。

橋本委員 詳しいことはわからないが、その学習会で示されたものも面的にうんと広がっているというのではなくて、ある施設の中ということだったと思うが、そういう形でどんどん広がることは、5Gは一般的にはまち全体で利用できるためには、100メートルとかかなり近距離に1か所ずつの中継地点がないとだめだということだが、例えば市役所の中に5Gが使えるようになるためには、どこかからそれを受け取るものが必要になると思うが、その辺は点的に多摩センターのこことか示されていたし、それは佐藤環境政策課長もお聞きになっていたと思うが、ああいうことが可能なのか。

それともう1つ、情報提供を誠実にしていただきたいと多摩市携帯電話等基地局の設置に係る要請に関する要綱をつくったときには言っていたが、4Gか5Gかと聞いても全然答えられないと言われたら、市としては何も言えないのか。そうしたら5Gの基地局がどこに立てられるのかということも市はつかめないことにもつながると思うが、その点についてもお聞きする。

佐藤環境政策課長 まず市の庁舎で5Gを使う環境だが、確かに物理的にはどこか、市役所を中心としてある一定の電波が届く範囲のところにアンテナがないと使えないというところはそのとおりかと思う。

2つ目の情報提供のあり方だが、我々は5Gにしても4Gにしても、携帯電話の基地局のアンテナが地域の中で立てられる情報をまずはキャッチして、市民の皆さんのこれまでの経過からすると3Gだろうと4Gだろうと5Gであろうと、自分の近くにそういったものが立てられることを一番

心配されているところなので、そこに答えるために環境政策課とすると、立てられるか立てられないかの情報が第一番目に必要だと思う。

ただ、その内容が4Gか5Gかの情報については、答えられないと言われると、我々もそれ以上のものは求めるのがなかなか難しい。ただ、市民の不安を根本的なところで考えると、あそこにアンテナがあるのかなのか、かがまず一義的には把握が必要だと思うので、そこはしっかり今後も情報提供は事業者に対して求めていきたいと考えている。

橋本委員

4Gについては既にあちこちに見られるし、私たちが直視してわかるものだが、5G関係を中心に、陳情も5Gへの心配事が出ているから、ただ、4Gのときには説明会をするのは、高さが例えば6メートルのアンテナを立てるとしたら、その何倍かの範疇を説明してほしいという、いわゆる近隣という概念を市側もそれぞれの会社と共有されていたと思う。

そのことが今ある近隣という概念、説明しなさいという範囲を教えてください、私も詳しくないが、5Gだと先ほどお話ししたように100メートルとかそういう単位であるとしたら、近隣というのはとめどなく面的に広がっていくと思うので、まさしく正直に全部言ってもらいたければ何丁目何番ということではなくて、すごく面的に広いところの説明になるかと思うが、その辺についてどう考えているのか、この2点についてお答えしてほしい。

佐藤環境政策課長 まず今実際にやっている携帯電話の基地局を設置する場合に説明を行ってほしいという周知する範囲だが、地上からアンテナの先端までの高さの2倍の半径の範囲について、説明を行ってほしいということでお願いをしている。

今後5Gの飛ぶ範囲が約100メートル、それ以下という形になってくるかと思うが、今4Gも飛ぶ範囲はもう少し長く、200メートル、300メートル、具体的な数字は今持っていないが、5Gよりも長く飛ぶ。そうすると飛ぶ範囲のところで説明を行うとなると、逆に4Gよりも5Gのほうが小さい円なのかと想像したが、いずれにしてもその飛ぶ範囲までを追求すると際限なく面的に広がるので、今後もアンテナが立てられた中で、ある程度生活の範囲で自分の部屋から多少見える、近くだと感じられ

るとなると、10メートル、20メートル、せいぜい半径30メートル、40メートルぐらいになってくると考えている中で、周辺という形ではアンテナの高さの2倍の範囲をこれからもきちんと説明に努めてもらうように、事業者には求めていきたいと考えている。

橋本委員

高さの2倍というのは、あくまで今までは地上から高いところに設置される。それも6メートルや10メートルと結構な高さだったが、既に行われているところだと、信号機のところや電柱だと3メートルだったら、その2倍、6メートルで半径といったらそこに歩道しかないという概念になるので、あまりにも実効性がないのではないか。その辺は佐藤環境政策課長がご説明なさったことは、先ほど陳情者がおっしゃった影響のある人たちは全員ではないので、私は感じていないので、多分5Gになっても大丈夫なのかという思いを持っているが、そうでない人にとっては全く実効性のないことになると思うので、その点が1点と、今、KDDI株式会社、NTT、会社名を出すしかないので、この辺はマンホール型を試行しているので、調べてみた。

マンホールは地下にあるので高さはない。そうしたら今の概念、多摩市の持っている建築物の制限や広域上の建物やいろいろな概念を都市系の人たちも持っているが、地下何十センチから電波が出てくることに対する概念は多摩市役所に欠けていると思うが、このままいったらこの電磁波被害に対する対応が全然できなくなると思っているが、その辺についてお聞きする。

佐藤環境政策課長 今後そういった形で電波の発信の仕方がいろいろ変わってくるかもしれないというところだが、電波の話はなかなか難しいので、これがはっきり正しいかどうかとなると、100%の答えではないかもしれないが、そもそも5G、高周波数になるほど電波については遮蔽物があるとなかなかよけ切れないという性質がある。マンホールの場合、中に電波を発信しても、物理的にどうやって地上のアンテナに届かせるのかという疑問は持っている。

マンホールの中に主体となる機械を入れて、発信についてはある程度の高さの地上に出さないと、なかなか発信は難しいのかと単純な発想の中で

は感じるが、今、確かに要請の中ではアンテナを設置する場合、情報提供
いただいて、地域の方にきちんと説明してほしいとやっているが、それが
アンテナでなくなるものがある程度割合としてふえていくのであれば、そ
ういったところも新たな要請として考えていかなければいけないというこ
とは考えている。

橋本委員

非常にその辺は難しいことで、今5Gはネットで引いても促進する、こ
んなすばらしいことができるかと確かに先ほどのスマート東京とか全部そう
だが、私もこれからの時代の中で様々なそういうものを全部否定するもの
ではないと思っているが、少なくとも日常生活の中で非常に苦勞なさって
いることは、先ほどの陳情者の方の悩みを聞いてもはっきり受け止められ
たが、後でまたほかの方がお聞きになると思うので区切るが、例えば陳情
者の和田さんがお持ちになっていた機械、ご自分で買っていると思うが、
5Gになるともっと高額なものがないとその電波を受け止めて、ここは危
ない、あなたの許容範囲を超えると認知するものがないが、今、そう
いうものを貸し付けることを多摩市がしているのか、また今後の中でそう
いうものを購入して貸し出す。全てを止めることができないとしたら、一
定の人を守るためには個々人への対策が必要になってくると思うが、その
辺のことは何かお考えはあるか。

佐藤環境政策課長 今、電磁波を測定する機械の貸出しは行っていない。また、今後購入
して貸し出すことも今現在は考えていない。電波については総務省のほう
で電波防護指針によってルールが決められたものが、合格したもの、規格
されたものが販売されていることになっている。アマチュア無線しかり、
ほかの業務用無線しかりだが、万が一それを逸脱したものがあれば、総務
省に通報して取り締まってもらう体制も整っているので、電波は目に見え
ないから、決められたものよりも出力が高いものかそうでないのかはわか
らないが、もしもそういう疑いがあるって、これは通常よりも高いものであ
れば総務省に通報して、その辺の状況を確認していただくという対応は取
れるかなというところである。

岸田委員

先ほど橋本委員が聞いていた、学習会の際に5Gの基地局があるとい
う資料が示されて、多摩市から出していただいた携帯電話等基地局の設置

についてだと、最近だと令和元年12月24日になっていて、5Gが新しい技術だと考えると、設置されたのもきっと最近なのだろうと推測すると、示されたときの業者とこちらの業者が違ったりして、要請行動に基づいたことに対しては環境部でこの内容が出てくると思うが、その業者がほかの都市計画課に相談とかされたりとかで、市が全体的に把握するとか、そういうことはあるのか。

佐藤環境政策課長 都市計画課に別件で情報が入った際は、環境政策課にアンテナが設置されるおそれがあるところで、必ず情報が入ってくるようになっている。そこは特に関連する部署に関しては情報提供しているので、漏れることはないということで認識している。

岸田委員 多摩市の行政の中で漏れることはなくても、この間の学習会の業者とこの出ている業者が違うことであると、業者の中で漏れることがあるのかとこの資料を見ていて感じた。

この電波防護指針だが、陳情者の方も学校の通学路のこととかも心配されていて、子どもと大人だと、例えば東京都でも化学物質だと子どものガイドラインをつくっていたりして、影響が違ったりするのはあると思うが、こういう指針の中にも子どもと大人で分けられているとか、そういうのはあるのか。

佐藤環境政策課長 大人と子どもとの違いは把握はしていない。

岸田委員 子どものガイドラインがあるかどうかはわからないということがわかった。判断が難しいと思うのがこの電波防護指針だが、全てのものに対してもちろん総務省がいろいろな科学的な知見を集めていて、指針をしかも安全率を10倍もかけてつくっているところを拝見したが、この科学的な研究データが少ないものもあると書かれていて、5Gに関してもそういうところがあると読んでいて感じたが、そういうところは何か市のほうで知っていることがあれば教えていただきたい。

佐藤環境政策課長 健康影響についてその情報と市が把握している部分だが、5Gでもほかの周波数帯の電波についても、基本的に電波はどういうものかという認識は市役所では持っている。そこをきちんと勉強している。基本的に電波で使っているものは非電離放射線で、基本的には遺伝子を切断したり傷つ

けたりすることはないと。それよりももっと我々が目に見ている赤外線や可視光線、紫外線になると、さらに上はX線、さらに上は放射線に関しては電波は傷つける。

この非電離放射線の中で遺伝子は傷つけないけれども、過度に浴びた場合にどれだけ健康影響を及ぼすおそれがあるのかというところが、今、世界的な専門家の皆さんが調べているところで、様々な情報が発信されているということは、私の環境政策課でも世界の情報をできるだけキャッチするように努めている。基本的な電波のところはもちろん知っているが、勉強して本を見ればそれを学べるが、さらにそれから飛び越えた部分は、市ではそれを実験したり研究したりという技術力は持っていないので、今後はできる限りそういった情報を収集して、総合的な判断の中で電磁波問題も引き続き取り組んでいきたいと考えている。

池田委員 細かくて申しわけないが、先ほど答えられないと言われた会社、要請先の7社あるが、この中の会社なのか。

佐藤環境政策課長 その7社の中の会社である。

池田委員 私はお互いの信頼関係のもとで要請行動を結ばれたというか、お願いし、一社一社きちんとお答えしていただいていると思っていたが、答えられないということは、ここに1社ずつきちんと努力する、報告すると載っている。それが答えられないということは、約束はできないということではないのか。

佐藤環境政策課長 もう少し丁寧に説明すると、情報提供してくる会社はそこに書かれた会社本体が来るわけではなくて、それを実際工事として請け負っている会社が届出を代理として来てもらっている状況である。1つは本体に聞かないとそういう情報を提供してよいかわからないから今は答えられないというのが1つだと思う。

もう1つは、総務省も同じ見解だが、携帯電話等の基地局は、総務省に情報公開請求しても基本的に公表しないと。それはなぜしないのかと我々も確認の問い合わせをしたが、それを聞いて施設を壊されたり、当時、テロとかもいろいろ世界的にもあった時代の中で、電波の管理については一度どこか壊されたり、占領されると公共の電波が侵されるところにつなが

っていくので、基本的に公表しないということも関連していて、我々多摩市が行っている要請行動にはできる限り答えていただいて、設置場所もいただいているが、さらに具体的に要請行動に書かれている中にはそれが3Gか4Gか5Gかまで現在要請していないので、その中に入らないことなので、その部分について改めて情報提供するのであれば、総務省の見解や本社の確認を取らないとできないといったところで、即答していただけていないところがある。

池田委員 私は4Gなのか5Gなのかの問題ではなくて、新しく立ったのに報告がないということがそもそもが違うのではないかと思ったが、それは市民からのもしかしたら5Gかもしれないのだけどということ、その5Gなのかという確認だけをしたのか。

佐藤環境政策課長 まずアンテナ設置する場合は必ずいただいている。それは拒まれることもないし、きちんと報告、情報提供してということでそれはいただいている。

ただ、その中のこのアンテナはどのような種類の電波を発信するためものかについては、お答えをいただけていないということである。

池田委員 そのアンテナを設置するという報告はいただいていた。けれども、それが4Gか5Gかお答えできないということをお願いしたということがわかった。

それとあと鎌倉市が条例をつくって、10年以上たっているわけで、この間、原則罰則を科したことはないという報告はあるが、例えば条例が市でできたことによって、業者側は推進しないということで逆の弊害があったのかという懸念もあったりするが、これから5Gとなったときに、この条例が生かされていくのであると、市民の反対意見があった場合は全く立てられないこともある。その条例があることによる逆の弊害みたいなことの情報はるか。

佐藤環境政策課長 逆の弊害の声は受けていない。

橋本委員 教育委員会の方も見えているが、この間臨時会でもGIGAスクール構想についてやり取りがあったが、この無線LANは線を抜けば止めることができる。線を切るのと同じだから当然だと思うが、もう少し簡単にもし

1年1組の何とかさんが、電磁波の過敏症と、これは数値でなかなか診断されないが、そういう可能性があるといったときに、線を抜けば簡単に私たちの概念みたいに入っているのをずっとやったら、その時間、授業以外のおときには無線LANで飛ばないとすることができるとい、抜けば飛ばないと室井教育企画担当課長自身お答えになったが、その辺をもう少し詳しく。例えば1年何組、6年何組は使うとき以外は無線LANとしてストップさせることができるとか、そう受け止めてもよいのかどうか。

室井教育企画担当課長 そうすればできるよりも、確実にやれる方法としては抜くことで止める運用ができるというところでお答えをさせていただいたが、設定を今後アクセスポイントをする仕様書の中では、より電源を切りやすい工夫について提案してほしいということで記載させていただいているので、それよりも確実に簡易にできる方法があれば、そちらをやっていきたいと考えている。

橋本委員 ある意味あまり低いところであって、子どもたちが日常的にアクセスポイントに触ったりするとそれもまずいので、高いところにつけるという表現もあったので、そうすると線を抜くことが、切ることが日常的にたやすくできないと、私はもうここまで来た中で、全員がタブレットを持つ中で、LANで条件整備は進めなければいけないとは思っているが、被害を受けたり体調が悪いことが明らかにわかったら、止めなければいけない時間を持たなければいけないと思うので、今、お答えになったようにアクセスポイントへの切替えなり切ることを先生のところでできるように、業者をお願いしているということは確認できたので、教育の現場としては、これでもご不満で、そういうものがないほうがよいという方もいるかもしれないが、今の多摩市の状態の中ではぜひそのことをきちんと担保していただきたいと思っている。

あと続けて、実はこういうことを本当にまだ未知の世界で、自動運転も多摩市は総務省の肝入りでニュータウンを走ったが、これもまた5Gとも絡んでくることだと思うが、総務省と健康をつかさどる厚生労働省と経済産業省と国は分かれているが、多摩市ではその辺は環境問題という形では、今環境部がなさっているが、健康のことに関して言えば健康福祉部、先ほ

ど多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の中で、障がいをお持ちの方と位置づけてほしいという趣旨の発言があったが、健康福祉部との関連は市内ではどのようにされているのか、お答えいただきたい。

佐藤環境政策課長 市内の連携だが、先ほど申し上げたとおり、都市整備部門との調整はアンテナ設置のところで連携を取って、環境政策課に情報を回してもらうように連携を取っている。このソフトの部分の健康問題については、電波のご相談があった場合は、例えば健康センターに入ったとしても、国に聞いてという返し方ではなく、多摩市として持ち得ている情報として環境政策課で集約しているので、そういったご相談があれば環境政策課に回していただいて、環境政策課から丁寧な説明をするように心がけているところである。

橋本委員 一番最初に聞いておけばよかったが、4Gの時代でも全国には90万近い基地があるので、多摩市には今幾つ中継基地があるのか。

佐藤環境政策課長 先ほど総務省のお話もさせていただいたが、実際の数は把握はしていない。把握している数値となると、多摩市でこの要請行動を行ってから設置されている、変更の届出書もあるので正確な数字は若干差はあるかと思うが、今日時点で55の情報提供をいただいているので、重複する箇所もあるとすると、約50ぐらいは少なくとも設置されているという状況である。

橋本委員 先ほど公表はしない、テロの標的になるかもしれないと言いつつ、市のほうに誠意を持って答えてくれた数としては55あるのではないかとされているが、これは環境部よりも総務省の公表しないということに対して、誰が見ても山の中にも立っている。ああいうのは公表しないと言ったって公表しているのと同じで、テロなんか今までになかったし、言っていることとやっていることに非常に矛盾を感じるが、これは佐藤環境政策課長にお話ししても仕方がないことだが、この陳情に基づいて考えると、1の(1)に情報公開、基地を設置する際は事前に事業計画を広く周知してほしい。また、設置した場合は5G基地局であることがわかるように表示してほしいというこの陳情内容があるが、これは今の時点だと実現できないという

ことか、それをお答えしてほしい。

佐藤環境政策課長 5Gであることを表示してほしいということについては、要請の中には入っていない。

橋本委員 これからもう5G、10年後には今度は6Gということがもう既に総務省は出しているから、公表はだめだとかそういうことだと全然話にならないと思うが、これから要請をするおつもりはあるのかどうか。

佐藤環境政策課長 今回の陳情等、今社会的に5Gについての不安はいろいろなところで聞こえている。多摩市としても今の社会状況を勘案して、携帯電話事業者各社については、改めて5Gに関する情報をしっかり要請させていただいて、情報提供の中に盛り込んでいただきたいということは改めて要請行動はしていきたいと思う。

橋本委員 質疑というよりも私自身、継続にしていいただきたいが、その意味は12月に多摩市も応援している消費者展があるが、そこが陳情者の方も含めてGIGAスクールのことや5Gのことや何点か消費者の立場から講師を招いた学習の場が用意されている。

次の生活環境常任委員会の12月14日より前にそれが行われるので、私はぜひそういう場でも一議員としても学んで、それから結論を出したいと思っている。

岩永委員長 今、橋本委員からはもう一度慎重に審査をしたいというご意見もあったが、ほかの皆さんはそれに対する意見があれば伺いたいと思うが、いかがか。

岸田委員 私もそこで学んでからがよいかと考えている。

岩永委員長 ほかはいかがか。もし皆さんが慎重審査でまだ時間があるので、12月議会で最終的に結論を出すということでも十分間に合うのかと思っているが。

池田委員 市側に要望だが、今5つの市の状況をいただいた。5Gになってこのままでいくのか、他市の状況を確認していただきたいと思うが、よろしいか。

佐藤環境政策課長 確認はする。幾つかの市には実は伺っている。これは電波の種類が変わろうとも引き続き情報提供していただくものなので、特に鎌倉市は今日時点では条例を変更する予定は今のところないということはいただいてい

る。ただほかの市には指導要綱を変える、変えないというお話は何っていないので、そこは確認しておく。

藤原委員

橋本委員からあったように、継続にするのは私も反対ではないが、ただ、少し意見を述べさせていただければ、要望させていただくならば、この大容量電波時代とでも言うのか、携帯電話のほかに自動車の自動運転化、マンホールはそこらで関係してくると思う。それから、お店に入ればロボットがものを運んできたり、先ほどから言っているように、直接アンテナとは関係ないが、G I G Aスクール構想が進むとか、テレワーク、大学でもオンライン学習、大容量電波時代のトレンドが正直言ってなかなかもとに戻す、止めることはできないと思う。

例えば今までだって、一般の家庭用品の中で電磁波を出すものは電子レンジだったり、男性が使うシェーバー、掃除機、エアコンも結構多い。1台1台の携帯が出す電磁波はそんなに多くないけれども、数が多いが、家庭の中にもある。

むしろそういったトレンドや電磁波に対して、それを止めるのは正直無理だと思う。もし継続をするならば、そこまでの間にむしろ健康被害、日本における健康被害、東京のような密集した場所における健康被害の実態がどれぐらいあるのか、環境部長、環境政策課長申しわけないが、少し調べておいていただければ、事前にいただければまたそれを読み込んで、それをひとついただければと思う。

それから、もう1つは先ほどの答えられないというのは総務省の見解を盾にしたり、KDD I 株式会社やNTTはずうたいが大きいから、実際工事するのは環境政策課長おっしゃったように、関連会社のさらにその下請、孫請が工事するだろうから、本体の顔色までうかがってなかなか答えられないのは実際あると思う。しかし、そうはいつでも平成26年に趣旨採択、基地をつくるに当たってきちんと説明してくれと議会で決議したわけだし、それをもってして行政側も要請したから、それを軽んじるような姿勢だとするならば、これは正直言って大変失礼な話である。

今、健康被害の資料をお願いしたほかに、もう1つは、要請するならば本会社にきちんと市長名で要請することができないだろうか。関連子会社

の下請、孫会社みたいに要請したって、何の権利もないから本体に市長名できちんとかういう一定のルールを守って、計画書は出していると先ほど環境政策課長は答弁でおっしゃったけれども、そのほかにもう少し誠意を持って住民への説明をするという要請を、本社にしてもらいたい、その2つのことである。健康被害の資料と本社に要請を市長名ですることの回答を頂戴する中で、私も継続するならばそれはそれで結構だと思っている。

斎藤委員　私も継続審査していくということに関しては、よいかと思う。この5Gアンテナ、電波の件に関して様々な健康被害などが出ているという趣旨だが、今、お話にもあったように健康被害についての情報を出していただくとともに、この新型コロナウイルス感染症でもさんざん話題になった正しく恐れる、この5Gアンテナについてもメリットだけではなくて、正しく恐れるという観点からもそういう情報を発信していけるような環境をつくっていただきたいと思っている。なのでとりあえず継続審査でよいかと思っている。

岩永委員長　今、休憩を取らないで皆さんご発言いただいたが、暫時休憩をして、今、お話があった資料要求の内容を確認したいと思う。

この際暫時休憩する。

午後 2時14分 休憩

午後 2時20分 再開

岩永委員長　休憩前に引き続き会議を開く。

先ほど意見交換の中で、資料要求があった点について確認したいと思う。

まず1点目は健康被害についての事例などの情報について調査をして、提出していただきたいということ。2番目はこうした電磁波に対して、何か防具、健康被害を防ぐようなものが何かあるのかどうかについても情報を収集していただきたいということ。3点目は、鎌倉市では具体的に条例が制定されているけれども、その後の経過を調べていただきたいということ。4点目、市内の携帯電話等基地局の数についても情報を収集していただきたいということで、この4点、資料要求していきたいと思う。

お諮りする。本2件については、以上の4つの資料要求をした上で、継

続審査といたしたいと思う。

これに御異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 御異議なしと認める。よって本件は継続審査とする。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 2時21分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長 岩永 ひさか